

# 市第40号議案 横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

令和7年10月23日  
こども青少年・教育委員会  
こども青少年局

## 1 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）等が公布されました。  
これに伴い、関連する条例の一部を改正します。

## 2 改正の概要

### (1) 地域限定保育士の一般制度化

令和7年10月1日の児童福祉法等の改正により、これまで国家戦略特別区域に限り認められていた「国家戦略特別区域限定保育士（以下「特区限定保育士」といいう。）」について、一般制度化され、国家戦略特別区域以外でも認められることとなり、新たに「地域限定保育士」として規定されます。

従前の「特区限定保育士」については、「旧特区限定保育士」として、引き続き登録した都道府県等限定で保育士としての業務を行うことができます。

これに伴い、本市条例の規定における「特区限定保育士」を「旧特区限定保育士及び地域限定保育士」と改めます。

＜対象条例＞

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を除くすべての条例

＜対象施設・事業＞

一時保護施設／児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除く。）／指定障害児通所支援事業／指定障害児入所施設／認定こども園／家庭的保育事業等／乳児等通園支援事業／放課後児童健全育成事業

### (2) 保育所等の職員による虐待に関する通報の義務化

令和7年10月1日の児童福祉法等の改正により、保育所等の職員による虐待について、虐待通報義務、自治体が行った措置に係る児童福祉審議会への報告、都道府県による虐待の状況等の公表に関する規定が新たに設けられます。

これに伴い、被措置児童等虐待を定義する児童福祉法の条文に項が追加されるため、本条文を引用する本市条例にこれを反映します。

＜対象条例＞

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例、横浜市認定こども園の要件を定める条例を除くすべての条例

＜対象施設・事業＞

一時保護施設／児童福祉施設／指定障害児入所施設／幼保連携型認定こども園／家庭的保育事業等／乳児等通園支援事業／特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業／放課後児童健全育成事業

### (3) 健康診断項目の省略可能の規定

令和7年9月16日の内閣府令の改正により、乳幼児健康診査の内容が、保育所等で行う健康診断と全部または一部が重なり、かつ、保育所の園長などが結果を把握している場合は、保育所等での健康診断の全部または一部を省略することができるようになりました。

これに伴い、関連する本市条例の規定を改正します。

＜対象条例＞

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例／横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例／

横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例／横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例

＜対象施設・事業＞

児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）／

指定障害児通所支援事業（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所で行う指定児童発達支援の事業に限る）／指定障害児入所施設／家庭的保育事業等

### 3 改正する条例

	改 正 条 例	(1) 地域限定 保育士制度 の一般制度化	(2) 保育所等の職員に による虐待に関する通 報の義務化	(3) 健康診断項目の 省略可能の規定
1	横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年条例第2号）	○	○	—
2	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第60号）	○ 一部施設除く※1	○	○ 一部施設除く※2
3	横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年条例第61号）	○	—	○
4	横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年条例第62号）	○	○	○
5	横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年条例第2号）	○	—	—
6	横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成26年条例第46号)	○	○	—
7	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年条例第47号）	○	○	○
8	横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例（令和7年条例第1号）	○	○	—
9	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第48号）	—	○	—
10	横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第49号）	○	○	—

※1 助産施設及び児童家庭支援センターは保育士を配置する規定なし

※2 児童厚生施設本市なし。児童家庭支援センターは通所施設のため除外

### 4 施行日

公布の日 なお、2(1)については、令和7年10月1日から適用します。